

免除・優遇制度

国民年金保険料の免除・猶予

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満（学生を含む）の国民年金第1号被保険者期間に下記のいずれかにあてはまる場合、届出や申請により免除・猶予制度を利用できます。

優
免
遇
制
度

●届出による免除

●法定免除

- ▶対象 (1)障害年金1級・2級を受けている方
(2)生活保護法の生活扶助を受けている方

●産前産後期間の免除

- ▶期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間
(多胎妊娠の場合は3か月前から6か月間)

●申請による免除・納付猶予

※2年1か月前以前にさかのぼっての申請はできません。

●申請免除

- ▶対象 本人、配偶者、世帯主のそれぞれの申請年度の前年所得が一定基準以下の方
※所得により全額免除、3/4免除、半額免除、1/4免除が承認されます。

●納付猶予

- ▶対象 50歳未満で本人および配偶者の申請年度の前年所得が一定基準以下の方

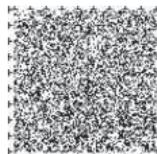
●学生納付特例（納付猶予）

- ▶対象 大学（院）・専門学校などに在学する学生（昼間部、夜間部、定時制、通信課程）で、本人の申請年度の前年所得が一定基準以下の方 ※対象とならない学校もあり。

●免除の特例

所得の基準を超えている方でも、失業したとき、事業が廃止したときなど、特例として免除または猶予される場合があります。

窓口 国保年金課 国民年金係 ☎ 5984-4561



所得税・住民税の軽減(所得控除)

所得税・住民税には、個人の実情に応じて税を軽減するために、税額計算の際に所得金額から一定額を差し引く「所得控除」制度があります。申告方法など、詳細はお問い合わせください。

▶ 所得控除額

	条 件 ※	住民税 控除額	所得税 控除額
ひとり 親控除	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族の対象になっていない子）がいる現に婚姻していない方または配偶者が生死不明などの方で、前年の合計所得金額が500万円以下の場合	30 万円	35 万円
寡婦 控除	ひとり親控除に該当せず、つぎのいずれかに該当する場合 (1)夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる方で、前年の合計所得金額が500万円以下の場合 (2)夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死の明らかでない方で、前年の合計所得金額が500万円以下の場合（この場合は、扶養親族がいることは要件になっていません。）	26 万円	27 万円

※条件については、前年12月31日の現況によって判定されます。また、その判定の対象となる方が前年中に死亡している場合には、その死亡時の現況によって判定されます。
なお、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は対象となりません。

- 所得税の確定申告に関すること

練馬東税務署 ☎ 6371-2332

練馬西税務署 ☎ 3867-9711

- 住民税の申告などに関すること

税務課 区税第一～第四係 ☎ 5984-4537

窓口

優
遇
制
度

住民税の非課税

1月1日現在で、つぎの(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、住民税が非課税になります。

- (1)ひとり親・寡婦・障害者・未成年者で、前年中の合計所得金額が135万円以下の場合
- (2)生活保護法による生活扶助を受けている場合
- (3)前年中の合計所得金額がつぎの金額以下の場合
 - ア 扶養親族がない場合 45万円
 - イ 扶養親族がいる場合 35万円×(扶養親族数+1)+31万円

▶ 扶養親族とは

つぎの(1)～(3)のいずれかに該当し、納税者と生計を一にする方のうち、前年の合計所得金額が48万円以下である方。

- (1)納税者の配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）
- (2)児童福祉法によって養育を委託された児童（いわゆる里子）
- (3)老人福祉法によって区市町村長から養護を委託された65歳以上の人（いわゆる養護老人）

※前年中に所得がなかった場合でも、児童扶養手当など各種制度の利用や、各種保険料の軽減、非課税証明書の交付を受けるためには税の申告が必要です。

窓口 税務課 区税第一～第四係 ☎ 5984-4537

水道・下水道料金の免除

申請により、水道料金は基本料金と1か月当たり使用水量10㎡までの従量料金（消費税相当額を含む）の合計額が、下水道料金は1か月当たり8㎡までの汚水排出量にかかる料金（消費税相当額を含む）が免除されます。

- ▶ **対象** (1)生活保護法に基づく扶助を受けている方
(2)児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給を受けている方
- ▶ **手続き** 以下の書類をご用意の上、下記の窓口申請してください。
 - (1)生活保護を受給の方…保護開始決定通知書
 - (2)児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給の方…受給証書※郵送でも手続きができます。詳しくは、お問い合わせください。

優
遇
制
度

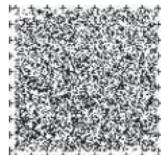
窓口 東京都水道局練馬営業所 中村北1-9-4 ☎ 5987-5330

JR通勤定期券の割引

児童扶養手当受給世帯、生活保護受給世帯の方が、JRを利用して通勤している場合は、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。

- ▶ **手続き** (1)児童扶養手当証書、印鑑、定期券を購入される方の顔写真（縦4cm×横3cm）、定期券を購入される方の顔写真つきの身分証明書を各窓口へ持参してください。
※定期券を購入する本人以外（代理）の方による申請の際は、事前にお問い合わせください。
(2)上記(1)で交付を受けた「資格証明書」と「購入証明書」を、通勤定期乗車券を発売する駅に提出して購入してください。

窓口 ●児童扶養手当受給者 子育て支援課 児童手当係 ☎ 5984-5824
●生活保護受給者 担当のケースワーカー



ひとり親家庭等休養ホーム

区が指定する関東近郊の宿泊施設において、事前の申請により宿泊料の一部を助成します。

▶対象

- (1)ひとり親家庭の親と20歳未満の子ども
- (2)寡婦（配偶者のない女子として20歳未満の子どもを扶養していた方で、子どもが成人した現在も引き続き配偶者がなく、利用日時点でも事実上の婚姻関係がない方）

▶利用回数

4月1日から翌年3月31日までの1年間のうち、1人3泊まで

▶助成額 宿泊料（宿泊料と朝夕の食事のみ）のうち、一部を区が助成。

大人	親、中学生以上20歳未満の子供	1人1泊 5,000円まで
児童	0歳から小学生まで	1人1泊 4,000円まで

※乳幼児で食事・寝具代や施設使用料のみの場合は、その実費額を助成（上限4,000円まで）

※土曜・休日前の加算、ゴールデンウィーク・夏季・年末年始などの特別料金の割増分、別料金で注文した飲食料、入浴税などは**利用者の自己負担**となります。

▶ひとり親家庭等休養ホーム一覧

施設名	所在地	電話
いこいの村 涸沼	茨城県鉾田市箕輪 3604	0291-37-1171
いこいの村 ヘリテジ美の山	埼玉県秩父郡皆野町皆野 3415	0494-62-4355
国民宿舎 伊豆熱川荘	静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本 969-1	0557-23-2191
国民宿舎 鶴の岬	茨城県日立市十王町伊師 640	0294-39-2202
おくたま路	東京都青梅市二俣尾 2-371	0428-78-9711
奥日光高原ホテル	栃木県日光市湯元 2549-6	0288-62-2121
ニュー・グリーンピア津南	新潟県中魚沼郡津南町秋成 12300	025-765-4611
国民宿舎 両神荘	埼玉県秩父郡小鹿野町両神小森 707	0494-79-1221
国民宿舎 サンライズ九十九里	千葉県山武郡九十九里町真亀 4908	0475-76-4151
森の宿 せせらぎ	千葉県鴨川市内浦 3228	04-7095-2821
ホテル伊東ガーデン	静岡県伊東市松原 655	0557-36-3841

優
遇
制
度
・
免
除

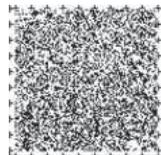
▶ 利用の手順

1	施設へ 申込	利用希望日の 12日前までに施設へ直接電話などで申し込む。
2	総合福祉 事務所へ 申請	<p>担当の総合福祉事務所の相談係（P.8～9）へ、利用を申請する。（利用当日の申請は不可）</p> <p>①～③を交付されている方は、いずれかを持参してください。</p> <p>①児童扶養手当証書 ②ひとり親家庭等医療証 ③児童育成手当の認定通知または審査結果通知書</p> <p>〔郵送申請の場合は、以下の(ア)～(ウ)を郵送〕</p> <p>(ア)申請書（区ホームページで「休養ホーム」と検索し、ダウンロードするか、冊子「休養ホームのご案内」に添付の用紙をお使いください。）</p> <p>(イ)①～③を交付されている方は、いずれかの書類のコピーを添付</p> <p>①児童扶養手当証書 ②ひとり親家庭等医療証 ③児童育成手当の認定通知または審査結果通知書</p> <p>(ウ)返信用封筒（84円切手を貼り、郵便番号・住所・氏名を書いたもの）</p>
3	利用書の 受取	総合福祉事務所から「利用書」と「利用登録票」を受け取る。
4	利用登録 票を郵送	<p>利用登録票に必要な事項を記入の上、利用予定日の9日前までに利用施設あて郵送する。</p> <p>※郵送がないと施設では利用がないものとみなし、申込が無効となる場合があります。</p> <p>※申込後に利用を取り消す場合は、利用施設と総合福祉事務所あてに連絡が必要です。連絡がない場合は、年間の利用回数が修正されませんのでご注意ください。</p> <p>※直前の取消などにより発生した施設のキャンセル料は利用者の自己負担となります。</p>
5	施設の 利用	<p>チェックイン時に「利用書」を提出し、チェックアウト時に宿泊料金から助成額を引いた金額を施設へ支払う。</p> <p>※「利用書」の提出がない場合、利用料の助成は適用されません。</p>

優
免
遇
制
度

窓口

担当の総合福祉事務所 相談係（P.8～9）



都営交通の無料パスの発行

児童扶養手当受給世帯、生活保護受給世帯などのうち、世帯員 1 人に限り、都営交通（都電・都バス・都営地下鉄）の無料乗車券が交付されます。

▶ 手続き

児童扶養手当受給世帯は「児童扶養手当証書」を、生活保護受給世帯は「保護開始決定通知書」をご用意の上、総合福祉事務所へ申請してください。

窓口 担当の総合福祉事務所 相談係（P. 8～9）

優
遇
制
度
・
免
除

たばこ小売販売業の許可

母子家庭の母や寡婦が製造たばこの小売販売業の許可を受けたい場合は、たばこ事業法で定める許可の基準が緩和されます。申請に必要な母子世帯証明書などの交付を受けられます。

窓口 担当の総合福祉事務所 相談係（P. 8～9）

粗大ごみ処理手数料の免除

家具・布団など概ね 30 cm角以上の粗大ごみは、申請により処理手数料が免除されます。

※申込から収集まで最短で 2 週間程度かかります。

※エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・パソコンは区では収集していません。

▶ 対象

- (1) 児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給を受けている方
- (2) 生活保護法に基づく扶助を受けている方

▶ 手続き

電話で「粗大ごみ受付センター」に申し込んでください。その際、対象者であることを申し出てください。なお、手続きの際に児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給の方は、各種証書の写し（コピー）が必要です。また、生活保護を受給の方は保護証明書の原本が必要です。

▶ 申込先

練馬区粗大ごみ受付センター ☎ 5703-5399

受付日時 月～土曜 午前 8 時～午後 7 時（祝休日を含み、年末年始を除く）

窓口

（〒176・179 の地域）

練馬清掃事務所 ☎ 3992-7141

（〒177・178 の地域）

石神井清掃事務所 ☎ 3928-1353

